

この手引は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告を行う法人が使用する別表に対応しています。

## 平成26年版

# 法人税申告書 地方法人税申告書 の記載の手引

平成26年10月

国 税 庁



**e-Tax**

国税電子申告・納税システム

詳しい情報は  
[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)  
をご覧ください。

## 目 次

1	記載の順序	1
2	各表の記載の仕方	2
	別表一(一)及び別表一(一)次葉 「普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない 社団等の分」の申告書	2
	別表二 同族会社等の判定に関する明細書	12
	別表三(一) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	15
	別表四 所得の金額の計算に関する明細書	18
	別表五(一) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	24
	別表五(一)付表 種類資本金額の計算に関する明細書	31
	別表五(二) 租税公課の納付状況等に関する明細書	32
	別表六(一) 所得税額の控除に関する明細書	35
	別表七(一) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	40
	別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	43
	別表十一(一) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	49
	別表十一(一)の二) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	51
	別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	57
	別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書	60
	別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	62
	別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	71
	別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	75
	別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	79
	別表十六(八) 一括償却資産の損金算入に関する明細書	80
	別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	82
	別表十八 法第七十一条第一項の規定による予定申告書	84

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法(昭40法律第34号)
令	法人税法施行令(昭40政令第97号)
規則	法人税法施行規則(昭40大蔵省令第12号)
措置法	租税特別措置法(昭32法律第26号)
措置法令	租税特別措置法施行令(昭32政令第43号)
措置法規則	租税特別措置法施行規則(昭32大蔵省令第15号)
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭40大蔵省令第15号)
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平23法律第29号)
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平23法律第117号)
新信託法	信託法(平18法律第108号)
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平23法律第70号)

(注) この手引は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告を行う法人が使用する別表に対応しています。

なお、平成26年10月1日前に開始した事業年度分の法人税の申告を行う法人については、「平成26年版法人税申告書の記載の手引」をご参照ください。